

議案第21号

「生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例の制定について」

の賛成討論

本条例案の第8条には、「対策審議会は、」「生駒市いじめ防止基本指針に基づくいじめの防止等のための実効的な対策の実施に関する事項」「を調査審議する。」となっていますが、対策審議会の調査審議が実りあるものとなるためには、生駒市いじめ防止基本指針（以下、「基本指針」といいます）そのものが実効的なものでなければなりません。しかし、基本指針は先月に策定されたばかりです。

今後、基本指針に基づく対策を実施する中で、基本指針があるからいじめがなくなった少なくなったのか、基本指針があったのにいじめはなくならなかったのか、つまり、基本指針が実効性を持つものであるか否かの検証をしていただくよう本条例の制定に当たり要請をいたします。

基本指針に基づく対策の実施や、基本指針の実効性の検証に際しては、次の3点に配慮すべきと考えます。

①点目。基本指針は「子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する」として、「子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団を作る。」「児童会、生徒会等によるいじめ防止のための啓発活動を行う。」とありますが、これは、大人たちができてこなかったことを子どもたちにもやらせようというようにとられかねません。また、あたかもいじめは子どもに原因があり、いじめ防止の責任を子どもたちにもとらせようというようにとられかねません。更には、いじめが起こったとき、真面目な子どもたちは自分たちが活動しなかったから、活動が不十分だったからいじめが起こってしまったと思ひ苦しむことにもなります。そもそも、いじめが起こる可能性がある学校では、毎日通学するだけで精一杯の子どもたちも多い。そんな子どもたちに、いじめ防止のため「自ら活動できる集団を作りなさい」とか「啓発活動を行いなさい」などと負担をかけるようなことはすべきではないと考えます。そういう活動を強制はしないで、そういう活動ができる子どもが自発的にやるようにしていく、というような子どもたちの選別につながるようなこともやるべきではないでしょう。

②点目。基本指針では「児童生徒の悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。」とありますが、児童生徒が担任の先生に悩みの相談をしに行ったとき、「悩みの相談なら悩み解決専門家のスクールカウンセラーさんのところにいってね」といったらどうなるでしょう。児童生徒は、信頼する先生に見捨てられたとショックを受けて潰れてしまいかねません。児童生徒の悩みは担任教諭が全面的に受け止めていくべきです。そのような教師の姿によってこそ児童生徒は生きていく力を得ていきます。

③点目。基本指針では「関係機関と積極的に情報交換を行い、連携を深める。」とあり、関係機関には弁護士や警察関係者も含まれます。しかし、弁護士は強制力を規定する法を用いて正義を守り実現する任務、警察官は法に基づく強制力で不正義を取り締まる任務をそれぞれ持つ人々です。かかる強制力はいじめという教育上の問題解決には必要はなく、むしろ、学校の背後に法的強制力があることは、児童生徒の学校への信頼を失わせます。弁護士や警察関係者等は、学校で重大な犯罪が起こったときのみが出番です。しかし、法的強制力が必要となった場所はもはや教育の場とはいえません。

以上のように基本指針には、余計なことでは、と危惧される点があります。

古代中国の道家の思想を記した「莊子そうじ」という書の中に、次のような話が載っています。「混沌」というのっぺらぼうのような生き物に善意で目・鼻・口・耳を開けてやったら、意に反して混沌は死んでしまった、という話です。この話は、善意でやったことでも余計なことは悪い結果をもたらすので気をつけなければならないということを教えています。

いじめ防止のための方針は、基本指針に記載されているように「人権尊重の精神に基づく教育活動を展開する」とし、「そのことでいじめが起らない学校をつくります。」と言い添えるだけでよいのです。

いじめが起らない学校とは、「人権尊重の精神に基づく教育活動を展開する学校」です。それは具体的にどんな学校か。先の、市民文教委員会では、「身体検査を一人で受けたい児童生徒」の例で述べましたが、もう一つ別の例で述べます。

小学校高学年や中学校で、児童生徒が「一番後ろの座席にしてください」と担任の先生に申し出たとき、「一人だけ好きな座席を選ばせるわけにいかん。わがままを言うな。」と叱られる学校はいじめや不登校の起る学校です。一方、「配慮が足りず申し訳ない。よく言ってくれたありがとう。自分が一番よいと思う座席に座ってください。一人だけ勝手や、と皆から論難されないようにしますから。」と、叱られるどころか逆に謝罪され感謝される学校はいじめや不登校の起らない学校です。その申し出をした児童生徒は、背後に他人がじっとしているとパニックになる発達障害なのです。

このような人権尊重の精神に基づく教育活動が、授業、学級活動、クラブ活動、学校行事など学校生活のすべての場面で展開されている学校がいじめも不登校も起らない学校です。

さて、いじめを防止したいという善意に基づき、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止等対策審議会を設置すると本条例に反対することはできませんが、かかる協議会及び審議会を設置せざるを得ないという現状を反省しなければなりません。

教職員のエンパワーメント、つまり自立的・自発的な力が発揮できるようにしていじめの起らない学校づくりを実現することで、本条例により設置される協議会及び審議会は不要になりましたといえるように努めていただけることを期待し、お願いして本議案に賛成いたします。